



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2010 FEBRUARY / 108号

★ 節分用巻きずしの商標「招福巻」を巡る裁判で逆転判決 ★

節分用の巻きずし「招福巻」の名称が一般名称かどうかを巡る控訴審判決が1月22日、大阪高裁でありました。本件は、事件そのものは単純ですが、商標を理解するのによい教材になると思いますので、少し詳しく引用しながら紹介します。

<事件の概略>

株式会社小鯛雀鮭(こだいすずめずし)鮭萬(大阪市)は、次の商標を登録している。

商標 「招福巻」

指定商品 第32類「加工食料品、その他本類に属する商品」

出願日 昭和59年1月31日

登録日 昭和63年3月30日

登録番号 第2033007号

大手スーパーマーケット、イオン株式会社(千葉市)は、平成18～19年の節分の時期に、全国の店舗で「十二単(じゅうにひとえ)の招福巻」との標章を付して節分用の巻きずしを販売等した。鮭萬は、イオンの行為は商標権侵害であるとして出訴し、差止めと損害賠償を求めた。一審の大阪地裁では、鮭萬の請求を認めたが、今回の控訴審判決ではイオン側逆転勝訴の判決を言い渡した。

<争点>

- (1) 被告(控訴人)標章は本件商標に類似するか
- (2) 本件商標権の効力は被告(控訴人)標章に及ばないか(商標法26条1項2号、4号)

<参考:第一審判決の要旨>


(1)について

被告標章は、本件商標「招福巻」の前に「十二単の」という修飾語を付加しているが、そこでいう「十二単の」というのは、巻きずしに12種類の具材が入っていることを示しているにすぎず、その使用態様からしても「十二単」の部分に自他識別力があるものとは認められない。したがって、被告標章の要部、すなわち被告標章において自他識別力があるのは、「招福巻」の部分であって、「十二単の招福巻」の全体ではないというべきである。従って両者は類似する。

<注> 広告チラシの中に「穴子、海老など色とりどりの12種の具材を贅沢に使った恵方巻です。」という文章があった。

(2)について

節分に恵方を向いて巻きずしを丸かぶりする風習は遅くとも昭和7年当時には少なくとも大阪の一部地域で行われていたものであり、大阪の巻きずし関連業界の宣伝活動によって次第に広がり、昭和の終わりころには、大阪以外の関西地方、さらには関西地方以外の地域にも広がり、近年はさらに広範囲に広がりつつある。この節分用の巻きずしの名称としては、昭和7年ころから平成2年ころまでの間に限れば、専ら「幸運巻寿司」あるいは「幸運巻ずし」の名称が用いられ、その名称によって宣伝広告等がされていたことが認められ、「招福巻」の名称が使用された例は本件証拠上見当たらない。

(裏面へ続く) 

☞ (表面より)

被告は、節分用の巻きずしの名称として、全国のスーパーやすし店等で「招福巻」という名称が使用されていると主張する。その例は少なからずあるが、その大半が平成17年以降のものであって、それ以前の使用例は、ほとんどない。加えて、平成10年11月11日発行の広辞苑第5版には「招福」及び「招福巻」のいずれの語も収録されておらず、また、「招福巻」は、同第5版のみならず、平成20年1月11日発行の同第6版にも収録されていない。

「招福巻」が、節分用の巻きずしの普通名称(商標法26条1項2号)になったものと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

<今回の控訴審判決の要旨>

(1)について

控訴人標章にいう「十二単の」の部分は、消費者等には、巻き寿司に12種類の具材が入っていることを示す記述的説明が付加されたものと受け取るのが自然であって、控訴人主張のように、「十二単の招福巻」の表示をもって全体として一連一体のものとするのは困難である。

そして「十二単」の部分に独立した自他識別力がない以上、後記のとおり「招福巻」が普通名称化しているとしても、控訴人標章に接した消費者等が「招福巻」の部分に着目することは明らかというべきであり、その意味で、「招福巻」の部分が共通する本件商標と控訴人標章とは類似するものといわざるを得ない。

(2)について

「招福」はもともと「福を招く」を名詞化したもので馴染みやすい語であり、これと巻き寿司を意味する「巻」を結合させた「招福巻」なる語を一般人がみれば、節分の日に恵方に向けて巻き寿司を丸かぶりする風習の普及とも相まって、極めて容易に節分をはじめとする目出度い行事等に供される巻き寿司を意味すると理解し、被控訴人の本件商標が登録されていることを知らないで「招福巻」の文字を目にする需要者は、その商品は特定の業者が提供するものではなく、一般にそのような意味づけを持つ寿司が出回っているものと理解してしまう商品名ということができる。

遅くとも平成17年以降は極めて多くのスーパーマーケット等で「招福巻」の商品名が用いられていることが認められる上、同じ頃頒布されたと思料される阪急百貨店の広告チラシ中では、被控訴人の商品(小鯛雀鮓「すし萬招福巻」と並んで「京都・嵐山「錦味」錦の招福巻」や「大善」穴子招福巻」が並記されていることから、スーパーマーケット等のチラシをみて、「招福巻」と表示される巻き寿司が特定のメーカーないし販売業者の商品であると認識する需用者はいなくなるに至っていたことが窺われるというべきであるし、それより早い平成16年の時点で全国に極めて多くの店舗を展開するダイエーのチラシに「招福巻」なる名称の巻き寿司の商品広告が掲載されたことも、それ以前から「招福巻」が節分用巻き寿司の名称として一般化していたことを推認せしめるものといえる。

なお、広辞苑に「招福」の語が収録されたのは平成20年発行の第6版からであるが、既にみたとおり、「新辞林」や「大辞林」にはそれ以前から収録されていたし、上記広辞苑への収録も、それまでの少なくとも数年間の使用実態を踏まえてのことと考えられるから、その収録の事実は平成16年当時に「招福」の語も普通名称化していたことを裏付けるものといえる。

したがって、「招福巻」は、巻き寿司の一態様を示す商品名として、遅くとも平成17年には普通名称となっていたというべきである。

もっとも、「招福巻」が、本件商標の指定商品に含まれる巻き寿司についての登録商標であることが一般に周知されてきていれば格別であるが、被控訴人が警告をし始めたのはようやく平成19年になってからであり、本件全証拠によってもその時点までに本件商標が登録商標として周知されていたと認めるに足りず、かえって上記警告の時点までに「招福巻」の語は既に普通名称化していたものというべきである。